

○逗子市監査基準

令和 2 年 2 月 12 日

逗子市監査委員告示第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 一般基準（第 4 条～第 9 条）

第 3 章 実施基準（第 10 条～第 17 条）

第 4 章 報告基準（第 18 条～第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 198 条の 3 の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（監査等の目的）

第 2 条 監査等は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（服務）

第 3 条 監査委員は、法令及びこの基準に従い、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

2 監査委員は、監査等を行うときは、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、必要に応じてこれを提出し、公表する。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 2 章 一般基準

（監査等の種類及びその目的）

第 4 条 この基準における監査等は次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定

めることを目的とする。

(1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査 市が行っている財政的援助、出資、保証及び信託並びに公の施設の管理を行わせていること（以下「財政的援助等」という。）について、次に掲げるものの出納その他の事務の執行に対し、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの

イ 出資しているもので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項及び第2項で定めるもの

ウ 借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの

エ 受益権を有する信託で地方自治法施行令第140条の7第3項で定めるもの

オ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

(4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、正確であること並びに予算執行及び事業経営が経済的、効率的かつ効果的であるか審査すること。

(5) 例月出納検査 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率審査 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(8) 資金不足比率審査 公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 前項第1号の財務監査は、法第199条第4項の規定に基づく定期監査又は同条第5項の規定に基づく随時監査として実施する。

3 次に掲げる監査等は、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

- (1) 法第75条に規定する住民の直接請求に基づく監査
 - (2) 法第98条第2項に規定する市議会の請求に基づく監査
 - (3) 法第199条第6項に規定する市長の要求に基づく監査
 - (4) 法第235条の2第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項に規定する公金の収納又は支払事務に関する監査
 - (5) 法第242条に規定する住民監査請求に基づく監査
 - (6) 法第243条の2の7第2項に規定する損害賠償責任の一部免責を定める条例の議決に関する意見
 - (7) 法第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第34条に規定する市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
 - (8) 法第252条の11第4項に規定する共同設置機関の監査
- (令6監委告示3・一部改正)

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するよう努める。

(専門性)

第7条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(情報管理)

第8条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出

しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

(令5 監委告示2・一部改正)

(品質管理)

第9条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる品質を確保しなければならない。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案して年間監査計画及び実施計画を策定し、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスクの評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜当該計画を変更しなければならない。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第12条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、本市を取り巻く外部環境の変化、過去の監査結果、内部統制の整備状況及び運用状況並びに内部通報等の情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第13条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第15条 監査委員は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に、対象部署等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。

(監査等の連携及び調整)

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員)

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等)

第18条 監査委員は、財務監査、行政監査若しくは財政援助団体等監査又は第4条第3項第2号若しくは同項第3号の監査を行ったときは、当該監査の結果に関する報告を決定し、市議会及び市長並びに関係のある執行機関に提出するものとする。

2 監査委員は、第4条第3項第1号の監査を行ったときは、当該監査の結果に関する報告を決定し、法第75条第1項の代表者並びに市議会及び市長並びに関係のある執行機関に提出するものとする。

3 監査委員は、前2項の監査の結果に関する報告について必要があると認めるときは、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、理由を付して、必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査又は第4条第3項第4号の監査を行ったときは、当該検

査又は監査の結果に関する報告を決定し、市議会及び市長に提出するものとする。

5 監査委員は、第4条第3項第8号の監査を行ったときは、当該監査の結果に関する報告を決定し、関係普通地方公共団体の長に提出するものとする。

6 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

7 監査委員は、第4条第3項第5号の監査について、請求があったときは、当該請求の要旨を市議会及び市長に通知し、法第242条第4項に規定する勧告をするときは、当該勧告の内容を、監査の結果請求に理由がないと認めるときは、その旨を、監査の結果請求に理由があると認め、同条第5項に規定する勧告をするときは、その内容を、同条第9項に規定する勧告に基づく措置を講じた旨通知されたときは、当該措置事項を請求人にそれぞれ通知するものとする。

(報告等の記載事項)

第19条 前条第1項、第2項、第4項及び第5項の報告、第6項の意見並びに第7項の通知には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、正確であること並びに予算執行及び事業経営が経済的、効率的かつ効果的であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率審査 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (8) 資金不足比率審査 公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (9) 第4条第3項第1号から第3号までの監査 請求又は要求の対象となった事務の執行が法令に適合し、不当な点がないこと。
 - (10) 第4条第3項第4号の監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
 - (11) 第4条第3項第5号の監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
 - (12) 第4条第3項第8号の監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等

の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第20条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 財務監査、行政監査、財政援助団体等監査及び第4条第3項第1号から第3号までの監査の結果に関する報告、同報告に添える意見及び同報告に係る勧告
- (2) 決算審査、基金運用審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に係る意見
- (3) 第4条第3項第5号の監査に係る法第242条第4項の規定による勧告、同条第5項の規定による監査及び勧告並びに同条第10項の意見
- (4) 第4条第3項第6号の意見
- (5) 第4条第3項第7号の監査に係る法第243条の2の8第3項の損害賠償の有無及び賠償額、同条第8項後段の意見並びに地方公営企業法第34条の規定により準用する当該事項
- (6) 第4条第3項第8号の監査の結果に関する報告

2 監査委員は、前項第1号の監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市議会及び市長並びに関係のある執行機関に提出するとともに公表するものとする。この場合において、第4条第3項第1号の監査の場合は、法第75条第1項の代表者にも提出するものとする。

3 監査委員は、第1項第6号の監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を関係普通地方公共団体の長に提出するとともに公表するものとする。

(令6監委告示3・一部改正)

(公表)

第21条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査並びに第4条第3項第2号及び第3号の監査の結果に関する報告、同報告に添える意見の内容及び同報告に係る勧告の内容

(2) 第4条第3項第1号の監査に係る法第75条第2項の請求の要旨、同条第3項の監査の結果に関する報告、同報告に添える意見の内容及び同報告に係る勧告の内容

(3) 第4条第3項第5号の監査に係る法第242条第4項の規定による勧告、同条第5項の規定による監査及び勧告並びに同条第9項の規定による通知

(4) 第4条第3項第8号の監査の結果に関する報告

(令5監委告示2・一部改正)

(措置状況の公表等)

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(逗子市監査委員規程の廃止)

2 逗子市監査委員規程（昭和39年逗子市監査委員告示第1号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月31日監委告示第2号）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日監委告示第3号）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。